

医療情報連携ネットワーク支援Navi

サイト内検索



医療情報連携ネットワークとは

調査・報告

ピックアップ事例

事例を探す

構築手順

FAQ

用語集

お役立ち情報

医療情報連携ネットワーク支援Navi > 実施事項【Step1 計画 6. ガイドライン・標準規格などの確認】

ガイドライン

Step1 計画

Step2 構築

Step3 運用

Step4 更改

実施事項【Step1 計画 6. ガイドライン・標準規格などの確認】

POINT

- 医療情報連携ネットワークで共有する情報は、氏名、性別、生年月日、住所などの個人を特定する情報と病名や処方薬名、検査結果など診療に関する情報で、個人情報にあたります。このため、医療情報連携ネットワークを構築する際、個人情報の取扱いや安全管理体制、安全管理措置、セキュリティ対策などについて法令や国のガイドラインに従って検討する必要があります。
- ガイドラインに準拠した個人情報保護方針やセキュリティポリシー、運用管理規程を定め、調達仕様書において医療情報連携ネットワークを各ガイドラインに準拠して構築することを明記することが望まれます。

関連する主なガイドライン

	文書名	発行者	主な対象	内容
1	医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（※1）	厚生労働省	医療機関など	医療・介護関係事業者における個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、医療機関などの管理者の義務や責任、対応すべき内容を示す
2	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（※2）	厚生労働省	医療機関など ※医療に関わる情報を扱うすべての情報システムと、それらのシステムの導入、運用、利用、保守及び廃棄に関わる人または組織	情報システムの導入およびそれに伴う外部保存を行う場合の取扱いを示す
3	ASP・SaaSにおける情報セキュリティ対策ガイドライン	総務省	事業者 ※医療情報の処理をASP・SaaSで提供する事業者及び団体	医療分野に限らず、ASP・SaaS事業者が実施すべきセキュリティ対策指針を示す
4	ASP・SaaS事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライン	総務省	事業者 ※医療情報の処理をASP・SaaSで提供する事業者及び団体	ASP・SaaS事業者の観点からの義務および対応すべき事項を示す
5	医療情報を受託管理する情報処理事業者向けガイドライン	経済産業省	事業者 ※医療情報の外部保存を受託する情報処理事業者	情報処理事業者の観点からの義務および対応すべき事項を示す

※1 本ガイドスは、改正個人情報保護法等の施行の日（2017年5月30日）から適用され、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」は2017年5月29日をもって廃止されました。

※2 特に、「6.11 外部と個人情報を含む医療情報を交換する場合の安全管理」は医療情報連携ネットワークで診療情報などをやり取りするケースが該当するため、参照ください。

[← TOPへ戻る](#)

[ページの先頭へ戻る](#) 

▶ **医療情報連携ネットワークはなぜ必要？**

- ▶ 出発点は地域医療を良くしたいという思い
- ▶ 医療情報連携ネットワークの導入効果
- ▶ 利用者の声（導入効果）

▶ **医療情報連携ネットワークをどう作る？**

- ▶ 医療情報連携ネットワークの構築手順
- ▶ 実施のポイント
- ▶ 利用者の声（苦労した点、成功要因）
- ▶ ガイドライン、書式例など

▶ **医療情報連携ネットワークの具体例を見る**

▶ **医療情報連携ネットワークとは**

- ▶ データで見る
- ▶ ピックアップ事例
- ▶ 事例を探す

▶ **構築手順**

- ▶ 構築手順について
- ▶ Step1：計画
- ▶ Step2：構築
- ▶ Step3：運用
- ▶ Step4：更改

▶ **FAQ**

- ▶ 用語集
- ▶ お役立ち情報
 - ▶ リンク集
 - ▶ 資料ダウンロード